

## 自動体外式除細動器（AED）長期借入仕様書

1. 件名 自動体外式除細動器長期借入契約（リース契約）

2. 契約期間 2018年7月1日から2025年6月30日（84ヶ月）

3. 納入場所 大阪市住吉区浅香1-8-47  
住吉区在宅サービスセンター内

4. 品名および台数

（1）自動体外式除細動器（AED）1台

（2）付属品（以下は交換を含め全て契約期間中に対応するもの）

- ・バッテリー
- ・成人用除細動パッド
- ・小児用除細動パッド
- ・キャリングケース
- ・除細動補助具 1式  
(タオル・脱毛テープ・はさみ・人口呼吸シート・感染防御用グローブ)

（3）AED表示シール（12～15cm×12～15cm）

（4）床置きスタンド・収納ボックス（一体型可）

### 機器の規格

（1）AED本体

- ・機器本体及び使用するパッドは医療用具（除細動器）として薬事法上の承認を得ていること。
- ・出力波形は、二相波形式であること。
- ・日本版救急蘇生ガイドライン2015対応であること。
- ・バッテリー方式で作動し、バッテリーの寿命はAEDに装着したスタンバイ状態でおおむね4年以上あること。
- ・AEDに心肺蘇生法（CPR）の手順に関するコーチング機能があること。その内容として、胸骨圧迫の速さを示すリズム音のみではなく、胸骨圧迫と人工呼吸を音声または画面で指示できること。
- ・AED本体がバッテリーの残量含めたセルフテストを毎日行っていること。残量が少なくなった場合はアラーム音等で知らせる機能があること
- ・成人、小児、幼児に対応が可能であること。
- ・成人/小児モードの切り替えは、パッド装着した後でも、電源を入れたまま可能であること。
- ・AED本体、除細動電極パッド、バッテリー等の付属品を露出することなくキャリングケースに収納可能であること。

- ・一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が定める「耳マーク」の利用について承諾を得た機種であること。

## 納品

納品日については担当者と協議すること。

また、納品時には必要な機器の初期設定、調整等を行い、要望があれば心肺蘇生法の流れで機器の説明、使用方法を行うこと。

## その他

- ・保証期間は7年とする。ただし機器の構造上および材質上に起因する重大な故障については、保証期間後の無償で修理を行うこと。
- ・故障による修理及びAED使用後のメンテナンス等が必要になった場合は納入先の求めに応じ速やかに対応できること。
- ・消耗品の交換時には事前に通知すること。
- ・搬入、設置及び取り扱い説明などの費用を全て含むものとする。
- ・契約書においては、発注者と協議のうえ、落札者によってリース契約書・保守契約書を作成すること
- ・本仕様書に記載なき事項、または疑義が生じた場合は、担当者との協議のうえ決定するものとする。
- ・本契約の入札ならびに履行については、本会規定ならびに大阪市暴力団排除措置要綱を適用する。